

8 社会福祉法人青森県社会福祉協議会組織規程

設 置	平成 11 年 3 月 18 日
一部改正	平成 11 年 9 月 27 日
〃	平成 13 年 3 月 21 日
〃	平成 15 年 3 月 25 日
〃	平成 16 年 3 月 18 日
〃	平成 16 年 3 月 23 日
〃	平成 17 年 3 月 18 日
〃	平成 18 年 3 月 23 日
〃	平成 19 年 3 月 15 日
〃	平成 20 年 3 月 14 日
〃	平成 21 年 3 月 15 日
〃	平成 22 年 3 月 17 日
〃	平成 23 年 3 月 15 日
〃	平成 24 年 3 月 19 日
〃	平成 27 年 5 月 18 日
〃	平成 30 年 3 月 8 日
〃	令和 元年 6 月 6 日
〃	令和 2 年 3 月 6 日
〃	令和 4 年 12 月 8 日
〃	令和 5 年 3 月 8 日
〃	令和 6 年 3 月 13 日

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人青森県社会福祉協議会(以下「県社協」という。)の組織、所掌事務等に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務局)

第 2 条 県社協に事務局を置く。

2 事務局に次の各号に掲げる課及びセンターを置き、当該課及びセンターの所掌業務を次のとおり定める。

(1) 総務課

- ア 法人経営に関する事項
- イ 財務及び人事管理に関する事項
- ウ 民間社会福祉事業職員共済等に関する事項
- エ 広報及び啓発に関する事項
- オ 福祉人材確保に係る貸付に関する事項
- カ その他他課の所管に属しない事項

(2) 地域福祉課

- ア 地域福祉活動の推進に関する事項
- イ ボランティア活動の推進に関する事項

08 組織規程

- ウ 地域福祉権利擁護に関する事項
- エ 民生委員等の活動の推進に関する事項
- オ 生活福祉資金等の貸付に関する事項
- カ 福祉安心電話事業に関する事項

(3) 福祉人材課

- ア 福祉人材の確保、養成及び紹介等に関する事項
- イ 社会福祉事業の経営支援に関する事項
- ウ 介護啓発・福祉機器普及に関する事項

(4) 施設支援課

- ア 福祉施設運営の支援に関する事項
- イ 保育人材の確保・支援に関する事項
- ウ 福祉サービス第三者評価及び外部評価等に関する事項
- エ 介護サービス情報の公表に関する事項

(5) 生活支援課

- ア 生活困窮者自立支援に関する事項
- イ 多機関協働の包括的支援に関する事項
- ウ 生活困窮者等就労準備支援に関する事項

(6) 青森県地域生活定着支援センター

- ア 地域生活定着支援に関する事項

(7) 障がい者権利擁護センター

- ア 障がい者権利擁護に関する事項

(8) 社会貢献活動推進室

- ア 社会福祉法人連携による貢献活動の推進に関する事項
- イ 地域福祉施策の企画等に関する事項
- ウ あおもりフードバンクに関する事項

3 課(総務課及び生活支援課を除く。)に次のセンターを置く。

(1) 地域福祉課

- ア 青森県ボランティア・市民活動センター
- イ 青森県地域福祉権利擁護センター

(2) 福祉人材課

- ア 青森県福祉人材センター
- イ 青森県介護啓発・福祉機器普及センター

(3) 施設支援課

- ア 保育士・保育所支援センター
- イ 青森県介護サービス情報公表センター

4 課の次に係を置く。

(1) 総務課

- ア 総務係

- イ 経理・共済係
- (2) 地域福祉課
 - ア 地域福祉係
 - イ 福祉資金係
- (3) 福祉人材課
 - ア 人材支援係
- (4) 施設支援課
 - ア 施設支援係
- (5) 生活支援課
 - ア 相談支援係

(事務局長及び総合企画監)

第3条 事務局に事務局長を置く。また、必要に応じ総合企画監を置くことができる。

- 2 事務局長は、業務執行理事の命を受け、事務局の業務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
- 3 総合企画監は、上司の命を受け、社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長(以下「会長」という。)が定める業務を掌理する。

(事務局次長)

第4条 事務局に事務局次長を置くことができる。

- 2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局の業務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

(課長)

第5条 課に課長を置く。

- 2 課長は、上司の命を受け、それぞれの課及びセンターの事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

(課長代理)

第6条 課に課長代理を置くことができる。

- 2 課長代理は、課長を補佐し、所掌業務に係る重要な企画、調査及び立案に当たる。

(所長及び所長代理等)

第7条 センターに所長、室に室長を置く。

- 2 センターに所長代理及び副所長を必要に応じ置く。
- 3 第2条第2項第6号から第8号に規定するセンター及び室の所長及び室長は、上司の命を受け、当該センター及び室の業務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
- 4 前項の所長及び室長以外の所長は、所掌業務に係る重要な企画、調査及び立案に当たる。
- 5 所長代理は、所長を補佐し、所掌業務に係る重要な企画、調査及び立案に当たる。

08 組織規程

6 副所長は、所長を補佐し、所掌業務に係る企画、調整及び立案に当たる。

(係長)

第8条 係に係長を置く。

2 係長は、上司の命を受け、係の業務を掌理する。

(主査)

第9条 必要に応じ主査を置く。

2 主査は上司の命を受け重要な業務を処理する。

(主事)

第10条 必要に応じ主事を置く。

2 主事は上司の命を受け業務を処理する。

(委 任)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則 (平成11年3月18日制定)

1 この規程は、平成11年4月1日から施行する。

2 この規程の施行に伴い、社会福祉法人青森県社会福祉協議会事務局並びに処務規程は廃止する。

附 則 (平成11年9月27日一部改正)

この規程は、平成11年10月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月21日一部改正)

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月25日一部改正)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月18日一部改正)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月23日一部改正)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月18日一部改正)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月18日一部改正)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月23日一部改正)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 （平成 19 年 3 月 15 日一部改正）
この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 20 年 3 月 14 日一部改正）
この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 21 年 3 月 15 日一部改正）
この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 22 年 3 月 17 日一部改正）
この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 23 年 3 月 15 日一部改正）
この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 24 年 3 月 19 日一部改正）
この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 27 年 5 月 18 日一部改正）
この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 30 年 3 月 8 日一部改正）
この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （令和元年 6 月 6 日一部改正）
この規程は、令和元年 6 月 6 日から施行する。

附 則 （令和 2 年 3 月 6 日一部改正）
この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （令和 4 年 12 月 8 日一部改正）
この規程は、令和 4 年 12 月 8 日から施行する。

附 則 （令和 5 年 3 月 8 日一部改正）
この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （令和 6 年 3 月 13 日一部改正）
この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。